

第五條

課長、指圖ニ依リ航行ヲ
普通船隻ニ關スル事務ハ海務課並ニ神交
店於テ之ヲ取扱フ

第六條

本社船舶ニ普通船隻トシテ乗船セントスル者
ハ成規ノ乗船申上書(一聯様式)ヲ作製シ

第七條

船隻牛牒ヲ添ヘ當該係員へ申上コトヲ要ス
普通船隻ノ雇入雇止及契約變更ヲナサン
上ルコトハ船長ニ成規ノ普通船隻交代請求
書(一聯様式)ニ必要ナル事項ヲ誌入シ當
該係員ニ提出シテ海務課長指圖ヲ受クベシ

第八條

前條、場合違隔地久ノ止得事情ナ
ク成規ノ牛牒ヲ添ヘ難キ場合ハ船長

之ヲ奉行シ事務海務課長ニ承認ヲ受
クベシ前項、船隻ノ雇入ノ場合ハ雇

入期間ハ改神降ノ着迄トシ雇入ノ禁止ス
乗船停止ノ者ヲ雇入ルコトヲ得ズ

第九條

支線路就航中ノ船舶ニ於テハ普通船
隻ノ交代ニ就テハ豫メ海務課長ニ承認

第十條

ノ受テ船長之ヲ奉行スルコトヲ得
若シニ於テ普通船隻ノ乗下船アリ先キハ